

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策による税制改正セミナー

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が国会で成立し、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対して、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

今回のセミナーでは主に「緊急経済対策」における税制上の措置について詳しく解説させていただきます。その他、主要改正のポイントをできるだけ、わかりやすく解説いたします。

日 時 令和2年7月16日(木) 午後2時～4時
会 場 浦添市産業振興センター 結の街 3階 大研修室
講 師 税理士 金城 満珠男 先生
定 員 40名(定員になり次第締め切りますのでお早めに)
受講料 無 料

主な講座内容

新型コロナウイルス感染症に関する税制上の措置

1. 納税猶予の特例
2. 欠損金の繰戻し還付
3. 固定資産税等の軽減
4. テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
5. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
6. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
7. その他(寄付金控除、印紙税、自動車税等)

お申込み 申込書にご記入の上、電話又はFAXにてお申込み下さい。

お問い合わせ (公社)北那覇法人会：那覇市真嘉比2-5-3 TEL 884-4408 FAX 887-0119

切り取り線

(公社)北那覇法人会 行

令和2年 月 日

『新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 による税制改正セミナー』申込書

会社名

TEL

住 所

FAX

氏名